

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和3年2月22日

佐賀県知事 山口 祥義

### 1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイレックス南佐賀店

所在地 佐賀県佐賀市南佐賀二丁目90番地1 外

#### (2) 変更しようとする事項

##### ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

##### (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻：午前10時 閉店時刻：午後9時

(変更後) 開店時刻：午前9時 閉店時刻：午後10時

##### (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後9時30分

(変更後) 午前8時30分～午後10時30分

#### (3) 変更する年月日

令和3年3月31日

#### (4) 変更に係るもの以外の事項

##### ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイレックス株式会社

代表取締役 多田高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 749平方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

建物北側 、 72台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北側 、 20台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 、 70平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南側 、 10.88立方メートル

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 、 建物敷地東側

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

2 届出年月日

令和3年2月17日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和3年2月22日から

令和3年6月22日まで

#### 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部産業政策課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。